

Takashi Tsuchiya monthly magazine

October 2021

# T-NEWS

# 10

【 Vol.065 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

納税証明書の印刷が自宅やオフィスで可能に！

「インボイス登録事業者」の登録申請が10月1日から開始

年金制度改正の概要 — 令和2年法律第40号 —

テレワーク時代、10月から健康保険証は被保険者へ直送





## リモート(遠隔)でお話しませんか？

弊社が昨年から導入しているリモートコンサルティング。もう体験されましたか？  
リモートコンサルティングでは、ライフプランナーのパソコンとお客さまのパソコン等で、リアルタイムに画面を共有。双方向で確認を行いながら、視覚的にもわかりやすく、対面同様の質の高い、きめ細やかなコンサルティングが提供できるようになりました。

操作は簡単。事前に届いたメールに記載されたURLをクリックするだけ。パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれでも実施可能で、アプリ等のインストールも不要です。ぜひお気軽にお声がけください。



### 土屋 敬のつれづれ雑記 『残心』



イチョウの葉が鮮やかな黄金色に色づく季節となりました。  
お元気でいらっしゃいますか？先日、「残心」という言葉を  
久しぶりに耳にしました。剣道や柔道、弓道などの武道をやっ  
た経験のある方ならご存知かと思います。

「残心」とは、それを終えた後、力をゆるめる、あるいはくつろぎながらも、まだしっかりと注意を払っている状態のこと。気持ちが途切れていない状態、とも言えるでしょうか。私は小学生の頃、地元の道場で剣道を習っていました。その時に、師範から口酸っぱく指導されたのが、この「残心」となります。一本が決まった後、直ぐに喜びを表現しガッツポーズをしたら、かなり叱られました。

「自分では一本が決まったと思っていても、そうでないかもしれない。不意をつかれることもある。また、仮に一本が決まっていたとしても、武士道に反する。そして、美しくない」

小学生の私には難しい話でした。勝って喜ぶのは当たり前だと思っていましたから。きっと、スポーツと武道の違いをはき違えていたのだと思います。スポーツと言えば、最近の柔道はスポーツ化してしまい、「残心」が無くなりました。直ぐにガッツポーズをする選手ばかり。これは非常に残念です。そういう意味では、国際化されていない剣道や弓道には「残心」の精神が残っています。剣道の試合は、一本が決まっても凜としていますよね。非常に美しく見えます。

ここまで書いて、ふと思いました。日常生活でも、この「残心」をいかしてみたらどうでしょうか。ドアや襖は静かに、最後まで閉める。湯飲みやコップ、食器などは、静かに置く。静かに歩く。無用な音を立てない。

例えば、お客様をお見送りするとき、お客様の会社やご自宅の玄関を出るときなど、ドアに手を添えてゆっくりと閉め、閉め終わったら、ゆっくりと一礼をする。これだけで美しい所作となります。決して、お客様に見えている訳ではありませんが、心は伝わるような気がします。

剣道の師範から教わった「残心」。大人になった今こそ、意識してみたいと思います。今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってまいりましょう！

## 納税証明書の印刷が自宅やオフィスで可能に！

### ■PDFデータを受け取ることで、時間もコストも節約可！

コロナ禍を契機として、インターネットを利用することによる各種手続の非対面化が進んでいる。税務署が発行する納税証明書についても、令和3年7月から電子納税証明書がPDFで受取可能となった。データを印刷したものをそのまま提出書類として使用することができるので、申請から受取までの手続が、自宅またはオフィスで完結できることになった。

税務署が発行する納税証明書は未納の税額がないことの証明をするものとして、金融機関の融資や自治体の入札などの際に、提出が求められる。従来でも電子納税証明書をデータで取得することができたがXML形式のデータであったため、電子データでの提出はできるものの印刷したものは証明書として使用することができなかった。そのため、書面を入手するには都度申請して郵送してもらうか、税務署に足を運ぶしかなかった。

今回取得可能となったPDF形式の電子納税証明書ファイルにおいては、プリンターで印刷可能な偽造防止技術が採用されている。期限内であれば何度でも印刷して使うことができるため、提出先が複数であっても、税務署に支払う手数料は1枚分のみで済む。

### ■手続にはマイナンバーカードなどの電子証明書が必要

手続方法は以下のとおりである。

#### 1. 電子納税証明書(PDF)の申請

パソコンからe-Taxにログインし、「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信する。

e-Taxでの送信およびメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要となる。

#### 2. 受信

e-Taxのメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキングなどにより手数料を納付後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードする。

社会保険の提出書類をはじめ、諸手続のネット利用が推進されている。生産性向上のためにも、この流れについていかれるようおすすめする。

参考:国税庁「ネットで便利に納税証明書」

[www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021003-181\\_01.pdf](http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021003-181_01.pdf)

(木下 洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 「インボイス登録事業者」の登録申請が10月1日から開始

### ■ インボイス制度とは？

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が令和5年10月1日から導入される。適格請求書(インボイス)とは、「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これに類する書類をいう。

また、インボイス制度では、売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければならない(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある)。

一方の買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となる。

インボイス制度導入前と導入後において最も異なる点としては、適格請求書を交付できるのは「適格請求書発行事業者」に限定されることであろう。「適格請求書発行事業者」になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があるが、課税事業者でなければ登録を受けることができない。インボイス制度導入後においては、「適格請求書発行事業者」でない免税事業者からの仕入れなどについては、仕入税額控除が原則としてできなくなる(6年の経過措置あり)。

### ■ 令和3年10月1日から登録事業者の登録申請が開始

インボイス制度導入開始の令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄の税務署長に提出する必要がある。

それに先立つこと2年前となる令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請が開始となった。登録申請に当たっては書面かe-Taxという選択肢があるが、取引先へのメールに「登録通知のデータ」を添付して連絡可能などの利便性があるe-Taxによる申請をお勧めする。

登録通知には「登録番号」が記載されているが、実は法人に限り登録番号は既に決まっており、「T+法人番号」となる。個人事業者などについては「T+13桁の数字」となる。

この登録番号であるが、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において、登録情報が公表されるため、自社の取引先などが「登録事業者かどうか＝課税事業者かどうか」を確認することができるようになる。

**【制度導入までのスケジュール】**


出典：国税庁「令和3年10月1日から登録申請書受付開始！（リーフレット）」

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeirit-su/pdf/0020009-098\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeirit-su/pdf/0020009-098_03.pdf)

なお、インボイス制度については今後もお送りする予定だ。

(今村京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
 大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
 ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
 下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

**担当者**

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 年金制度改正の概要 – 令和2年法律第40号 –

多様化する社会、長期化する高齢期に対する経済基盤の充実を図るため、令和2年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立、同6月5日に公布されています。多くは令和4年4月1日施行ですが、すでに施行されている改正もありますのでお知らせいたします。

### ■ <年金生活者支援給付制度における所得・世帯情報の照会対象者の見直し> 公布日より施行

年金生活者支援給付金の支給要件判定のための所得・世帯情報の調査は、既存の支給対象者のみに限定して行われていたため、新たに支給対象となりうる方について、請求漏れとなる可能性がありました。今回、支給要件に該当する可能性のある方々に対し、簡易な請求書が送付可能と改正されました。毎年6月ごろに市町村税の課税所得が確定することから、7月にデータ収集、8月に判定処理を行うこととし、所得情報の切替時期を8月～翌年7月から、10月～翌年9月に変更することとなりました（ただし、市町村の周知期間を考慮し、令和3年度施行となります）。

### ■ <児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し> 令和3年3月1日より施行

ひとり親の障害年金受給者は、これまでの制度では、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できませんでした。このため、障害年金の受給者について、併給の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給できるよう、改正されました。

### ■ <未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加> 令和3年4月1日より施行

国民年金保険料の申請全額免除基準は、個人住民税非課税基準に準拠している中で、令和2年度税制改正大綱における『未婚のひとり親等に対する税制上の措置』に対応できるようにするため、政令委任の規定を設けることとされました。

改正前：地方税法に定める障害者・寡婦

改正後：地方税法に定める障害者・寡婦その他の市町村税が課されないものとして政令で定める者

### ■ <脱退一時金制度の見直し> 令和3年4月1日より施行

脱退一時金とは、日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険（共済組合などを含む）の被保険者（組合員など）資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求できる一時金で、短期滞在の外国人に対して、被保険者期間に応じて支給されています。これまで、被保険者期間の上限が3年となっていましたが、入国管理法改正により在留期間の上限が5年となったことなどから、現行の3年から5年に引き上げられました。

その他、令和4年4月1日より施行予定の主な改正は下記のとおりです。

1. 被用者保険の適用拡大（短時間労働者の適用対象企業規模要件の段階的引下げなど）
2. 在職中の年金受給のあり方の見直し（老齢厚生年金）
3. 年金受給開始時期の選択肢の拡大（現行60歳～70歳を60歳～75歳に拡大）
4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直しなど（加入可能年齢の引上、中小企業向け制度対象範囲の拡大）

また、『年金手帳』が廃止され、新たな施行後は『基礎年金番号通知書』に切り替わることとなっています(新たな取得の場合)。

【参照】厚生労働省 年金制度改正法(令和2年法律第40号)が成立しました  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)

沖田真紀 特定社会保険労務士)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## テレワーク時代、10月から健康保険証は被保険者へ直送

### ■会社に誰もいないと健康保険証が受け取れない!?

新型コロナウイルスの感染防止対策と合わせてオンライン申請が加速するなか、政府が進める押印の見直しを受け、これまで条例や規則で押印が必要だった行政書類の多数がハンコを使わずに手続きできるようになってきました。

会社が労働者を雇い入れたときなど、事業主が行う労働者の資格取得・喪失関係の申請、届出もオンライン申請が進み、現在は特定の法人については、電子申請が義務化されています。またテレワークで働き、会社にわざわざハンコを押すためだけに出勤する必要もなくなり、出勤する機会がますます少なくなっています。

そんななか、健康保険制度における被保険者証(健康保険証)については、労働者を採用して健康保険の資格を取得すると、被保険者証を保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することが義務付けられています。しかし、コロナ禍でテレワークの普及率が高まると、以下のようなことが起こりがちです。

被保険者証は事業主に送付されるので、テレワークで会社に誰もいなくても配達されてしまいます。またほとんどの場合は書留など、受け取る側に直接手渡しとなっているので、誰もいないと受け取れないため再配達となるか、受け取れたとしてもその労働者がテレワークで出勤していない場合は、さらに書留で自宅まで送るという手間も時間もかかる事態になっていました。

### ■医療費の支払が高額になるときの限度額適用認定証も同様の扱い

そこで厚生労働省から、テレワークの普及などに対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが可能となります。この内容を定めた「健康保険法施行規則および船員保険法施行規則の一部を改正する省令」が令和3年10月1日から施行されます。

なお、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付についても同様です。

健康保険組合の場合は、具体的な取扱について規程を定め、組合会の議決を得ることとされています。

半田美波(社会保険労務士、みなみ社会保険労務士事務所代表、(株)サンメディックス代表取締役)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymylife.co.jp/](http://www.sonymylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)